

熊	谷	支	部
例	会	研	修

平成30年度税制改正

(第1分冊)

埼玉県税理士講師団

関東信越税理士会本庄支部

講 師 松 本 純 一

〈財務省資料より〉

目次

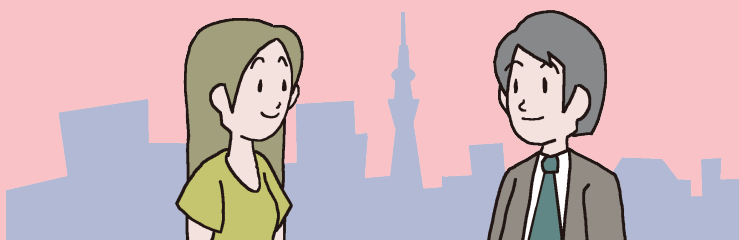
平成30年度税制改正

Chapter

1

個人所得課税 3

- (1) 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替
- (2) 給与所得控除の適正化
- (3) 公的年金等控除の適正化
- (4) 基礎控除の適正化



Chapter

2

法人課税 6

- (1) 賃上げ・生産性向上のための税制
 - ① 賃上げ及び投資の促進に係る税制
 - ② 情報連携投資等の促進に係る税制
 - ③ 租税特別措置の適用要件の見直し
 - ④ 中小企業における賃上げの促進に係る税制
- (2) 事業再編の環境整備
- (3) 地方拠点強化税制の見直し

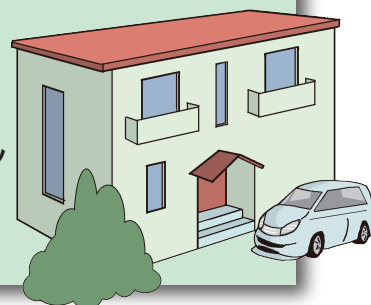


Chapter

3

資産課税 9

- (1) 事業承継税制の拡充
- (2) 一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し
- (3) 外国人の出国後の相続税等の納税義務の見直し



Chapter

4

消費課税12

- (1) 国際観光旅客税の創設
- (2) 外国人旅行者向け消費税免税制度の利便性向上
- (3) 金の密輸入に対応するための罰則の引上げ
- (4) たばこ税の見直し
 - ① たばこ税の税率の引上げ
 - ② 加熱式たばこの課税方式の見直し



Chapter

5

国際課税15

恒久的施設関連規定の見直し



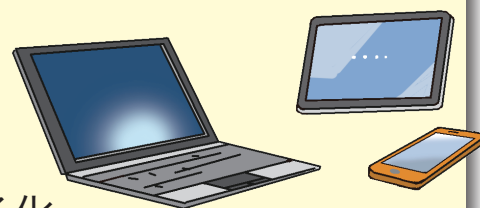
Chapter

6

納税環境整備16

税務手続の電子化等の推進

- (1) 大法人の電子申告義務化
- (2) 所得税の確定申告・年末調整手続の電子化



Chapter

7

その他16

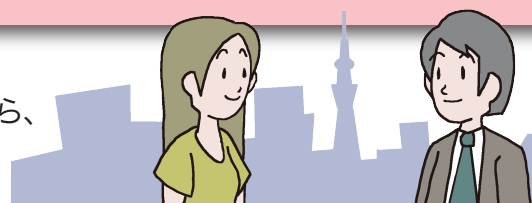
(平成30年度改正以外の事項)

参考 平成30年度の税制改正(内国税関係)による増減収見込額

個人所得課税

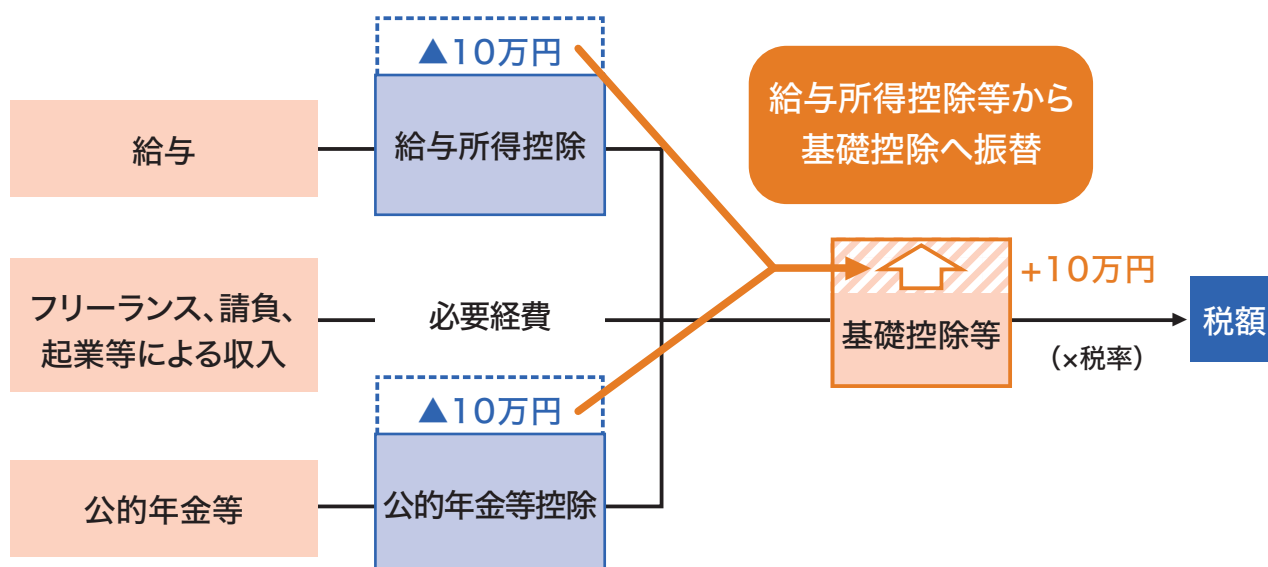
働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、個人所得課税の見直しを行います。

※平成32年分(2020年分)以後の所得税について適用します。



(1) 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額を10万円引き上げます。



※給与所得と年金所得の双方を有する方については、片方に係る控除のみが減額されます。

財務省ホームページの御紹介

財務省ホームページの税のページでは、税制改正の内容の御紹介などのほか、税に関するメールマガジンの配信サービスや、税財政を楽しく学習するキッズコーナーなども掲載しています。是非、御覧ください。

<http://www.mof.go.jp>

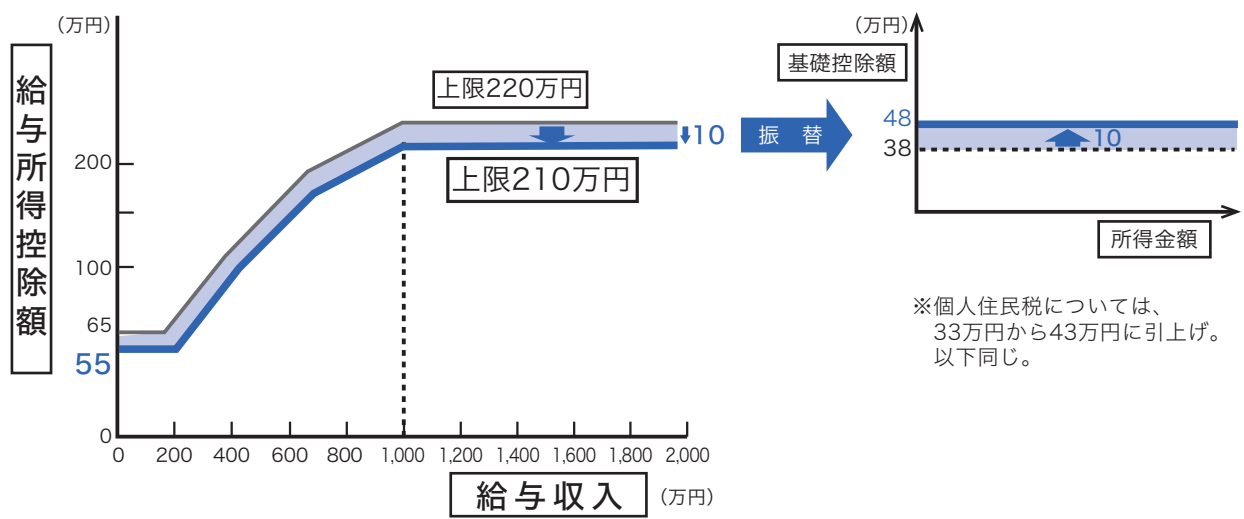


(2) 給与所得控除の適正化

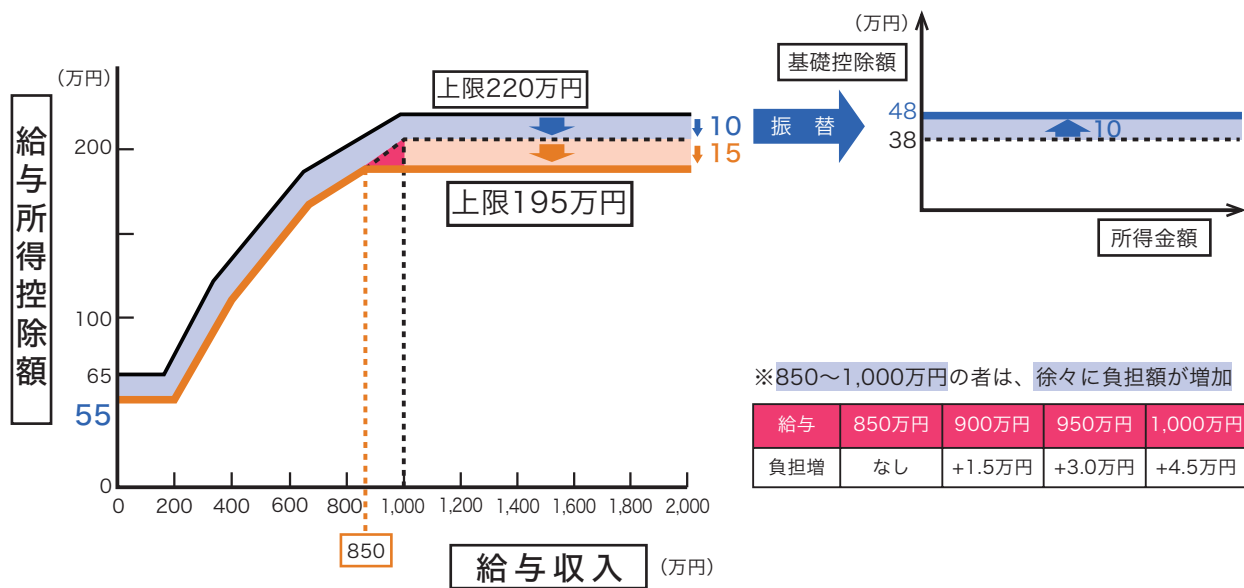
給与所得控除については、勤務関連経費や諸外国の水準と比べても過大となっているとの指摘がなされてきたことを踏まえ、「控除額を主要国並みに漸次適正化する」との方針の下、段階的に見直しを進めてきています。

今回の改正でも、これまでの方針に沿って、給与収入が850万円を超える場合の控除額を195万円に引き下げます。ただし、子育て等に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等に負担増が生じないよう措置を講じます。

子育て世帯等 (注) ⇒ 負担増減なし



子育て世帯等 (注) 以外 ⇒ 850万円超から徐々に負担増

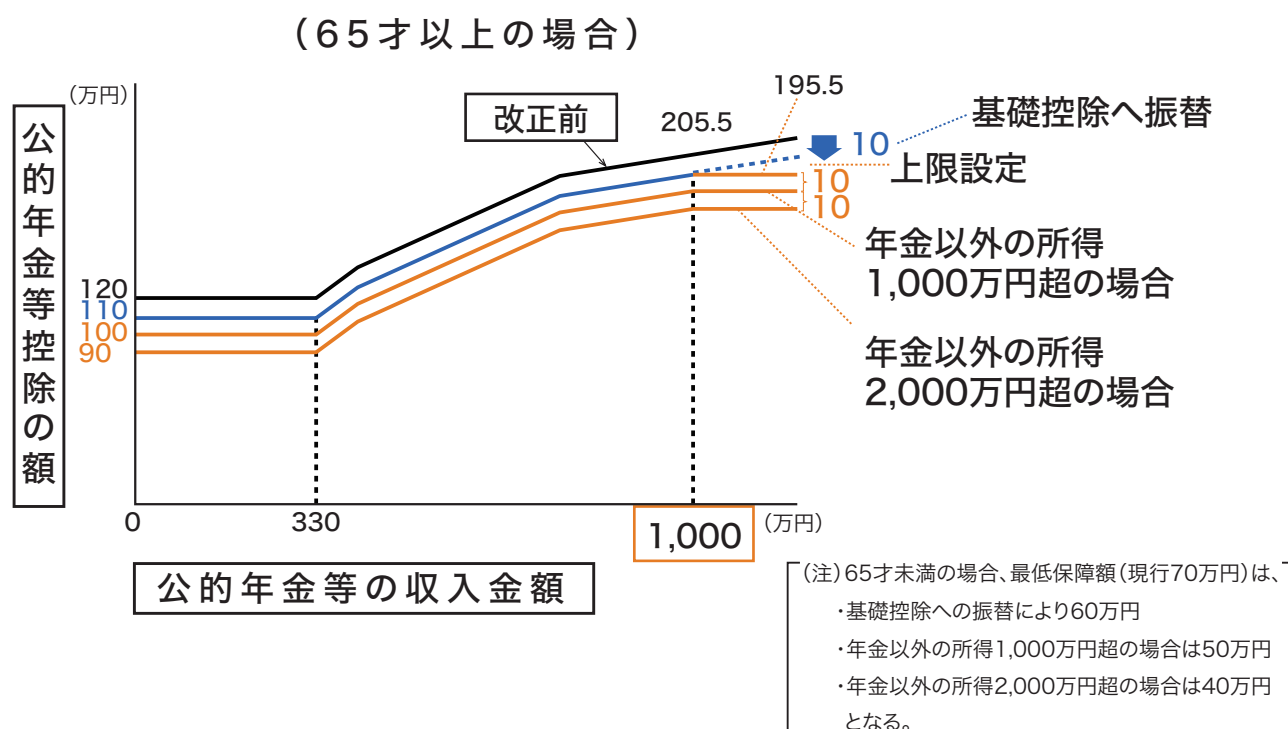


(注) 23歳未満の扶養親族を有する者及び特別障害者控除の対象である扶養親族等を有する者等 (いわゆる「介護」を受けている者以外の特別障害者を含む)

(3) 公的年金等控除の適正化

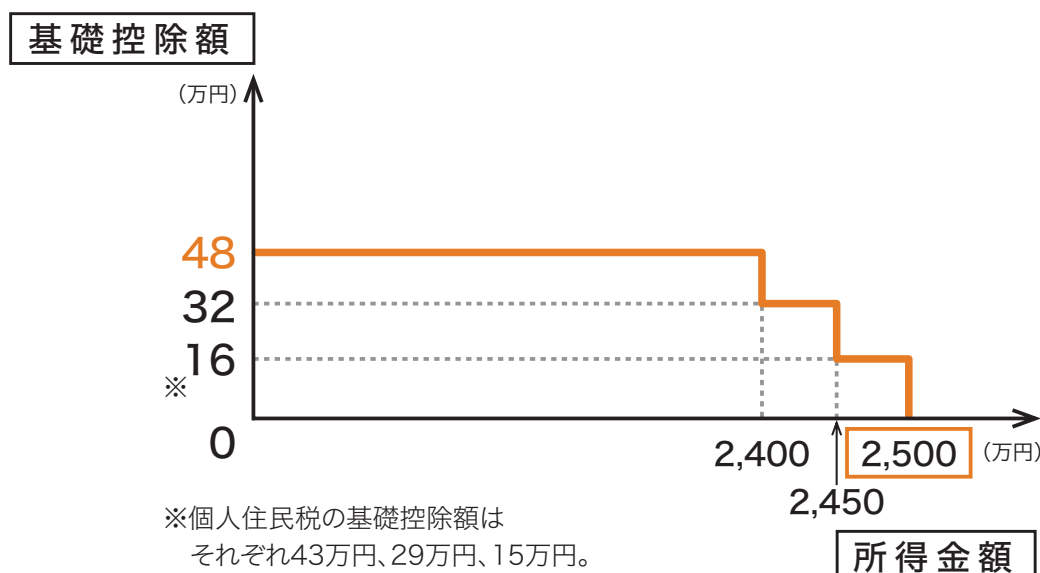
公的年金等控除については、給与所得控除とは異なり控除額に上限がなく、年金以外の所得がいくら高くても年金のみで暮らす者と同じ額の控除が受けられるなど、高所得の年金所得者にとって手厚い仕組みになっているとの指摘がなされてきました。

こうした点を踏まえ、世代内・世代間の公平性を確保する観点から、公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に195.5万円の上限を設けます。また、公的年金等以外の所得金額が1,000万円超の場合は、控除額を引き下げます。



(4) 基礎控除の適正化

基礎控除については、所得の多寡によらず一定金額を所得から控除する所得控除方式が採用されていますが、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要は乏しいのではないかと指摘がなされてきたこと等を踏まえ、合計所得金額2,400万円超で控除額が逡減を開始し、2,500万円超で消失する仕組みとします。



法人課税



(1) 賃上げ・生産性向上のための税制

生産性向上のための設備投資と持続的な賃上げを強力に後押しする観点から、賃上げや国内投資に積極的な企業の税負担を軽減するとともに、賃上げや国内投資に消極的な企業に係る租税特別措置の適用要件の見直しを行います。

① 賃上げ及び投資の促進に係る税制(所得拡大促進税制の改組)

【要件】

- ①賃金:継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率 $\geq 3\%$
- ②投資:国内設備投資額 $\geq$ 当期の減価償却費の総額の9割
- ③教育訓練:当期の教育訓練費 $\geq$ 前期・前々期の教育訓練費の平均の1.2倍

【措置】

- ・①及び②を満たした場合:
給与等支給総額の対前年度増加額 $\times 15\%$ の税額控除
(上限は法人税額の20%)
- ・①、②及び③を満たした場合:
給与等支給総額の対前年度増加額 $\times 20\%$ の税額控除
(上限は法人税額の20%)

② 情報連携投資等の促進に係る税制

【要件】

- ①投資:企業内外データの連携・高度利活用による生産性向上等、「生産性向上特別措置法(案)」上の要件を満たすものとして認定された計画に基づく投資(ソフトウェア、器具備品、機械装置)
- ②賃金:継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率 $\geq 3\%$

【措置】

- ・①及び②を満たした場合:
投資額の5%の税額控除又は30%の特別償却
(税額控除額の上限は法人税額の20%)
- ・①のみを満たした場合:
投資額の3%の税額控除又は30%の特別償却
(税額控除額の上限は法人税額の15%)

③ 租税特別措置の適用要件の見直し

【要件】

- 大企業が次の要件のいずれにも該当しない場合
- ①継続雇用者給与等支給額が前事業年度を超えること
- ②国内設備投資額が当期の減価償却費の総額の1割を超えること
- ※当期の所得金額が前期の所得金額以下の場合には対象外とする。

【措置】

- 研究開発税制その他一定の税額控除※の規定を適用しない。
- ※対象となる税額控除:生産性革命との関連が強い、賃上げ・投資に係る法人税の租税特別措置
(但し、特定の地域・業種を対象とする措置、中小企業を対象とする措置等は除く。)

④ 中小企業における賃上げの促進に係る税制(中小企業における所得拡大促進税制の改組)

【要件】

- ①継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率 $\geq 1.5\%$
- ②継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率 $\geq 2.5\%$
かつ、当期の教育訓練費 $\geq$ 前期の教育訓練費の1.1倍等

【措置】(上限は法人税額の20%)

- ①を満たした場合:
給与等支給総額の対前年度増加額 $\times 15\%$ の税額控除
- ②を満たした場合:
給与等支給総額の対前年度増加額 $\times 25\%$ の税額控除

① 賃上げ及び投資の促進に係る税制

○生産性向上のための国内設備投資や人材投資、持続的な賃上げを促す観点から、十分な賃上げや設備投資を行った企業について、賃上げ金額の一定割合の税額控除ができる措置を講じます。

○リカレント教育等人材投資を増加した企業に対しては、税額控除率を上乗せします。

※平成30年4月1日から平成33年(2021年)3月31日までの間に開始する事業年度において適用します。

※中小企業における措置については、下記④をご参照ください。

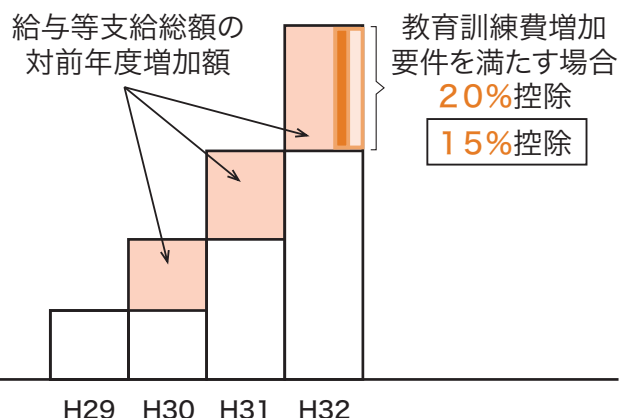
要件等

■要件

- ・継続雇用者給与等支給額:対前年度増加率3%以上
- ・国内設備投資額:当期の減価償却費の総額の9割以上

■税額控除

- ・給与等支給総額の対前年度増加額の15%の税額控除
- ・教育訓練費増加要件(当期の教育訓練費 $\geq$ 前期・前々期の教育訓練費の平均の1.2倍)を満たす場合には控除率を5%上乗せ(→合計20%)
- ・税額控除額は法人税額の20%を限度



② 情報連携投資等の促進に係る税制

企業の内外におけるデータを連携・高度利活用すること等により生産性の向上を図る等、「生産性向上特別措置法(案)」の要件を満たすものとして認定された計画に基づく投資の促進に係る税制(特別償却又は税額控除)を創設します。

※生産性向上特別措置法(案)の施行の日から平成33年(2021年)3月31日までの間に取得等をする設備について適用します。

【要件】

1. 計画の認定

① データ連携の内容

- ・ 社外データやこれまで取得したことのないデータを社内データと連携
- ・ 企業の競争力における重要データをグループ企業間や事業所間で連携

② セキュリティ面

必要なセキュリティ対策が講じられていることをセキュリティの専門家が担保

③ 生産性向上目標

投資年度から一定期間において、以下のいずれも達成見込みがあること

- ・ 労働生産性:年平均伸率2%以上
- ・ 投資利益率:年平均15%以上

など

2. 継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率 $\geq$ 3%

課税の特例の内容

- 認定された事業計画に基づいて行う設備投資について、以下の措置を講じる。

対象設備	特別償却	税額控除
ソフトウェア ※ 器具備品 機械装置	30%	要件1. 2. を満たす場合 5% (法人税額の20%を限度) 要件1. のみを満たす場合 3% (法人税額の15%を限度)

最低投資合計額:5,000万円

※開発研究用資産を除く。
器具備品及び機械装置にあっては、ソフトウェアと同時に取得するものに限る。

③ 租税特別措置の適用要件の見直し

所得が増加している(当期の所得金額 $>$ 前期の所得金額)にもかかわらず、賃上げと国内設備投資のいずれもほとんど行わない(継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率 $\leq$ 0% かつ 国内設備投資額 $\leq$ 当期の減価償却費の総額の1割)大企業については、「研究開発税制」等の租税特別措置の一部について、その適用をしないこととします。

※平成30年4月1日から平成33年(2021年)3月31日までの間に開始する事業年度において適用します。

租税特別措置の類型

特定の地域に 限定した措置

- ・ 特区税制
- ・ 沖縄税制 等

中小企業関連

- ・ 少額減価償却資産の特例
- ・ 中小企業投資促進税制 等

生産性の向上に 関連する措置

- ・ 研究開発税制
- ・ 地域未来投資促進税制
- ・ 【新設】情報連携投資等の促進に係る税制

特定の業種に 限定した措置

- ・ 海外投資等損失準備金
- ・ 農業経営基盤強化準備金 等

その他

- ・ 特定の資産の買換え特例
- ・ 土地税制関連(収用等) 等

④ 中小企業における賃上げの促進に係る税制

○中小企業における持続的な賃上げを促す観点から、賃上げ金額の一定割合の税額控除ができる措置を講じます。

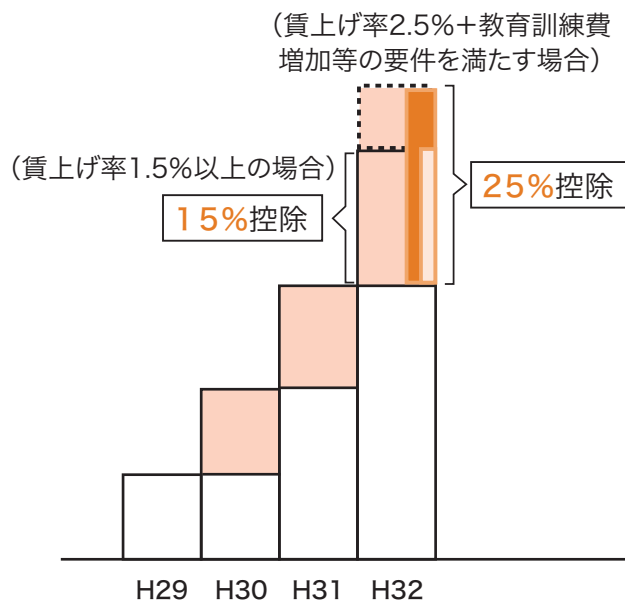
○さらに、高い賃上げを行い、かつ、教育訓練費増加等の要件を満たす場合には、税額控除率を上乗せします。

※平成30年4月1日から平成33年(2021年)3月31日までの間に開始する事業年度において適用します。

要件等
■要件 ・継続雇用者給与等支給額:対前年度増加率1.5%以上
■税額控除 ・給与等支給総額の対前年度増加額の15%の税額控除 ・継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件*を満たす場合には、控除率を10%上乗せ (→合計25%) ・税額控除額は法人税額の20%を限度

※教育訓練費増加等の要件:次のいずれかの要件

- ①当期の教育訓練費 $\geq$ 前期の教育訓練費の1.1倍
- ②中小企業等経営強化法の認定に係る経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われたことの証明



(2) 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例の創設

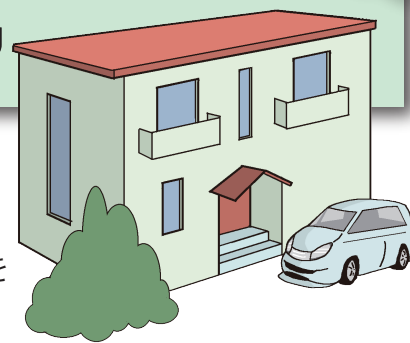
産業競争力強化法の改正を前提に、ベンチャー企業などが自社外の経営資源や技術を積極的に取り込むよう促し、我が国企業の生産性を高める観点から、特別事業再編計画の認定を受けた事業者が行った特別事業再編(自己株式を対価とした公開買付けなどの任意の株式の取得)による株式の交換について、その交換に応じた株主に対する譲渡損益に係る課税を繰り延べます。

※産業競争力強化法等の一部を改正する法律(案)の施行の日から適用します。

(3) 地方拠点強化税制の見直し

地域再生法の改正を前提に、東京から地方への移転を促す観点から設けられた、地方拠点強化税制について、東京23区から中部圏中心部や近畿圏中心部への本社の移転に対しても対象とするなどの見直しを行います。

資産課税



(1) 事業承継税制の拡充

中小企業の経営者の高齢化が急速に進展する中で、集中的な代替わりを促すため、10年間の特例措置として、事業承継税制を抜本的に拡充します。

※平成30年1月1日から平成39年(2027年)12月31日までの相続又は贈与について適用します(平成35年(2023年)3月31日までの間に特例承継計画を都道府県に提出した場合に限ります)。

入口の要件の抜本緩和

■改正前

- 総株式の最大3分の2が対象
- 猶予割合80%
- 承継後5年間平均8割雇用維持が必要

■改正後

- 全株式が対象
- 猶予割合100%
- 雇用要件は弾力化^(※)

(※) 5年後に平均8割を満たせず、かつ、経営悪化している場合などについて、認定支援機関の助言指導

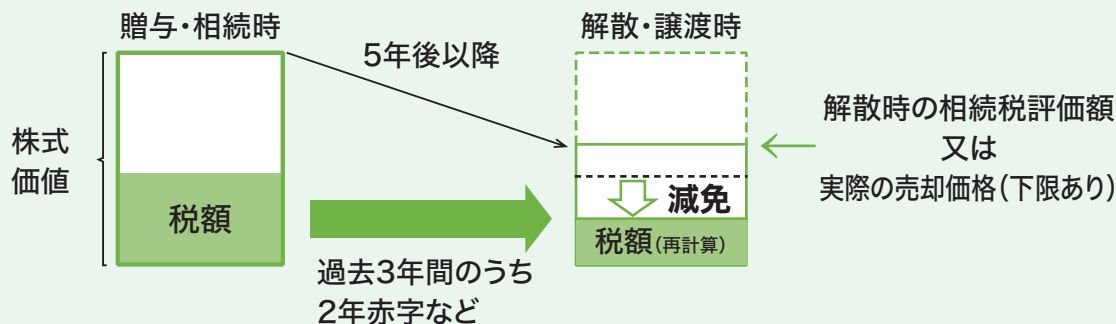
承継パターンの拡大

「複数人→1人」及び「1人→最大3人(代表者)」も事業承継税制の対象とする。

承継後の負担の抜本軽減

～経営環境変化に対応した減免制度～

会社を譲渡(M&A)・解散した場合には、税額を再計算 ⇒ 税負担に対する将来懸念を軽減



事業承継税制の適用を受けるための手続

事業承継税制の適用を受けるためには、「都道府県知事の認定」、「税務署への申告」の手続が必要となります。

(1) 贈与税の納税猶予についての手続

提出先

- 提出先は「主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁」です。
- 平成30年1月1日以降の贈与について適用することができます。

承継計画の策定

- 会社が作成し、認定支援機関(商工会、商工会議所、金融機関、税理士等)が所見を記載。
- ※「承継計画」は、当該会社の後継者や承継時までの経営見通し等が記載されたものをいいます。
- ※認定支援機関であれば、顧問税理士でも所見を記載できます。

- 平成35年(2023年)3月31日まで提出可能。
- ※平成35年(2023年)3月31日までに相続・贈与を行う場合、相続・贈与後に承継計画を提出することも可能

贈与の実行

- 贈与の翌年1月15日までに申請。
- 承継計画を添付。

認定申請

税務署へ申告

- 認定書の写しとともに、贈与税の申告書等を提出。
- 相続時精算課税制度の適用を受ける場合には、その旨を明記

申告期限後5年間

- 都道府県庁へ「年次報告書」を提出(年1回)。
- 税務署へ「継続届出書」を提出(年1回)。

5年経過後実績報告

- 雇用が5年平均8割を下回った場合には、満たせなかった理由を記載し、認定支援機関が確認。その理由が、経営状況の悪化である場合等には認定支援機関から指導・助言を受ける。

6年目以降

- 税務署へ「継続届出書」を提出(3年に1回)。

(2) 相続税の納税猶予についての手続

提出先

- 提出先は「主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁」です。
- 平成30年1月1日以降の相続について適用することができます。

承継計画の策定

- 会社で作成し、認定支援機関(商工会、商工会議所、金融機関、税理士等)が所見を記載。
- ※「承継計画」は、当該会社の後継者や承継時までの経営見通し等が記載されたものをいいます。
- ※認定支援機関であれば、顧問税理士でも所見を記載できます。

- 平成35年(2023年)3月31日まで提出可能。
- ※平成35年(2023年)3月31日までに相続・贈与を行う場合、相続・贈与後に承継計画を提出することも可能

相続の開始

- 相続の開始後8ヶ月以内に申請。
- 承継計画を添付。

認定申請

税務署へ申告

- 認定書の写しとともに、相続税の申告書等を提出

申告期限後5年間

- 都道府県庁へ「年次報告書」を提出(年1回)。
- 税務署へ「継続届出書」を提出(年1回)。

5年経過後実績報告

- 雇用が5年平均8割を下回った場合には、満たせなかった理由を記載し、認定支援機関が確認。その理由が、経営状況の悪化である場合等には認定支援機関から指導・助言を受ける。

6年目以降

- 税務署へ「継続届出書」を提出(3年に1回)。

認定支援機関とは、中小企業が安心して経営相談等が受けられるために専門知識や実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関です。具体的には、商工会や商工会議所などの中小企業支援者のほか、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等が主な認定支援機関として認定されています。(平成29年12月時点で27,460機関。うち、金融機関488機関、税理士18,555者)

(2) 一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し

同族関係者が理事の過半を占めている一般社団法人・一般財団法人について、その同族理事の1人が死亡した場合、当該法人の財産のうち一定金額を対象に、当該法人に相続税を課税します。

※平成30年4月1日以後の相続について適用します。ただし、同日前に設立された一般社団法人等については、平成33年(2021年)4月1日以後の当該一般社団法人等の役員の死亡に係る相続税について適用します。

(3) 外国人の出国後の相続税等の納税義務の見直し

高度外国人材等の受入れと長期滞在を更に促進する観点から、外国人が出国後に行った相続・贈与については、原則として国外財産には相続税等を課税しないこととします。

※出国から2年以内に再び日本に住所を移した場合には、出国後に行った国外財産の贈与に贈与税を課税します。
※平成30年4月1日以後の相続又は贈与について適用します。

地方税における土地に係る 固定資産税等の負担調整措置

宅地等・農地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置について、平成30年度から平成32年度(2020年度)までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続します。

地方税における「生産性革命」の実現に向けた 中小企業の設備投資を促進するための 固定資産税の特例の創設

生産性向上特別措置法の制定を前提に、市町村が主体的に作成した計画に基づき平成33年(2021年)3月31日までに行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税を最初の3年間2分の1からゼロまで軽減する特例を創設します。

消費課税



(1) 国際観光旅客税の創設

観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための財源を確保する観点から、国際観光旅客等の出国1回につき1,000円の負担を求める国際観光旅客税を創設します。

納税義務者	航空機又は船舶により出国する一定の者(国際観光旅客等)
非課税等	・航空機又は船舶の乗員 ・強制退去者等 ・公用機又は公用船(政府専用機等)により出国する者 ・乗継旅客(入国後24時間以内に出国する者) ・外国間を航行中に天候その他の理由により本邦に緊急着陸等した者 ・本邦から出国したが天候その他の理由により本邦に帰ってきた者 ・2歳未満の者 (注)本邦に派遣された外交官等の一定の出国については、本税を課さない。
税率	出国1回につき1,000円
徴収・納付	①国際旅客運送事業を営む者による特別徴収 ▶国際旅客運送事業を営む者は、国際観光旅客等から徴収し、翌々月末までに国に納付 ②国際観光旅客等による納付(プライベートジェット等による出国の場合) ▶①以外の場合、国際観光旅客等は、航空機等に搭乗等する時までに国に納付
適用時期	平成31年1月7日(月)以後の出国に適用 (同日前に締結された運送契約による国際旅客運送事業に係る一定の出国を除く)

参考▶ 国際観光旅客税の使途に関する基本方針(平成29年12月22日観光立国推進閣僚会議決定)

(1) 訪日外国人旅行者2020年4,000万人等の目標達成に向けて、

- ①ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備
 - ②我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化
 - ③地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上
- の3つの分野に国際観光旅客税の税収(以下、「観光財源」という。)を充当する。

(2) 観光財源を充当する施策は、既存施策の財源の単なる穴埋めをするのではなく、以下の考え方を基本とする。

- ①受益と負担の関係から負担者の納得が得られること
- ②先進性が高く費用対効果が高い取り組みであること
- ③地方創生をはじめとする我が国が直面する重要な政策課題に合致すること

(3) 使途の適正性の確保

観光財源の使途の適正性を確保する観点から、受益と負担の関係が不明確な国家公務員の人件費や国際機関分担金などの経費には充てないこととする。また、観光財源を充当する3つの分野については、観光庁所管の法律を改正し、法文上使途として明記する。また、予算書においても観光財源を充当する予算を明確化する。

(4) 第三者によるチェック

無駄遣いを防止し、使途の透明性を確保する仕組みとして、行政事業レビューを最大限活用し、第三者の視点から適切なPDCAサイクルの循環を図る。

(2) 外国人旅行者向け消費税免税制度の利便性向上

外国人旅行者の利便性の向上及び免税店事業者の免税販売手続の効率化等を図る観点から、

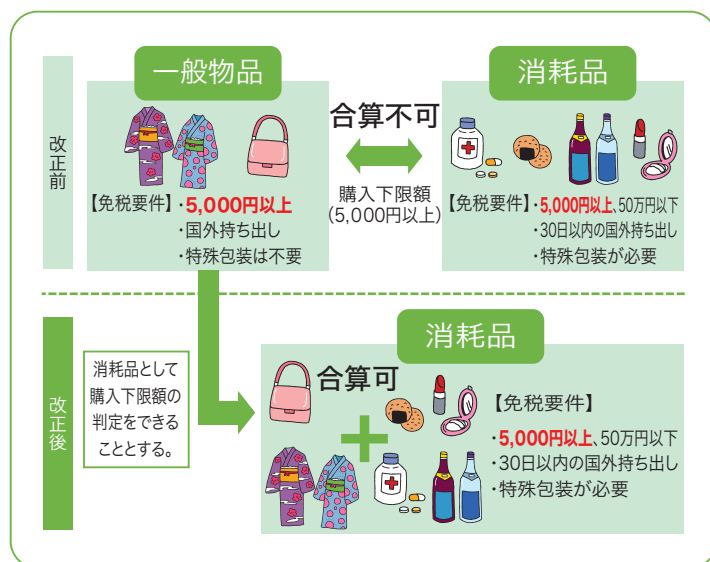
- ①一定の要件の下、「一般物品」と「消耗品」の合計金額が5,000円以上となる場合も免税販売の対象とします。

※平成30年7月1日から適用します。

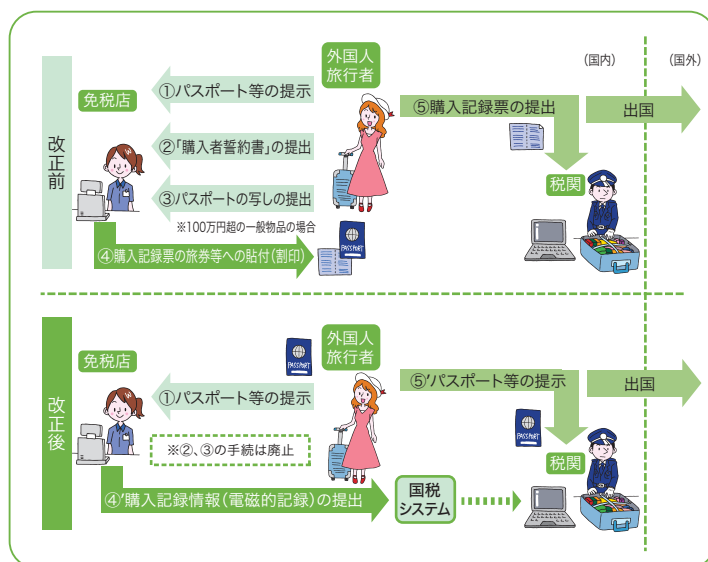
- ②紙による免税販売手続(購入記録票のパスポートへの貼付・割印)を廃止し、免税販売手続を電子化します。

※平成32年(2020年)4月1日以後に行う免税販売について適用します。ただし、平成33年(2021年)9月30日までは、紙による免税販売手続も認められます。

購入下限額の合算判定



免税店における免税販売手続の電子化



(3) 金の密輸入に対応するための罰則の引上げ

輸入に係る消費税の脱税犯に係る罰金額の上限について、脱税額の10倍が1,000万円超の場合、脱税額の10倍に引き上げます。

※公布日から起算して10日を経過した日(平成30年4月10日)から施行します。

参考 地方税における地方消費税の清算基準の抜本的な見直し

地方消費税をより適切に最終消費地に帰属させる観点から、小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額の算定に用いる統計データのうち、統計の計上地と最終消費地が乖離しているもの、非課税取引に該当するものを除外し、これに伴い、統計カバー率を現行の75%から50%に変更し、統計カバー外(50%)の代替指標を人口とします。

(4) たばこ税の見直し

① たばこ税の税率の引上げ

高齢化の進展による社会保障関係費の増加等もあり、引き続き国・地方で厳しい財政事情にあることを踏まえ、財政物資としてのたばこの基本的性格に鑑み、国及び地方のたばこ税の税率を1本当たり3円(1箱当たり60円)引き上げます。

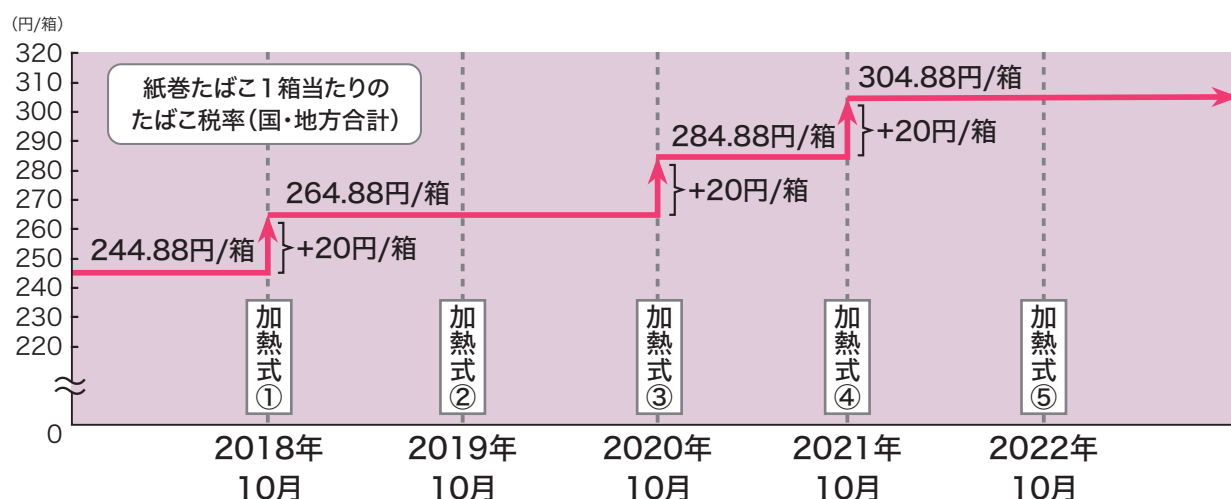
※消費者・葉たばこ農家・たばこ小売店等への影響に配慮し、平成30年(2018年)10月1日から1本当たり1円(1箱当たり20円)ずつ3回に分けて段階的に実施します。

② 加熱式たばこの課税方式の見直し

近年急速に市場が拡大している加熱式たばこについて、加熱式たばこの課税区分を新設した上で、その製品特性を踏まえた課税方式に見直します。

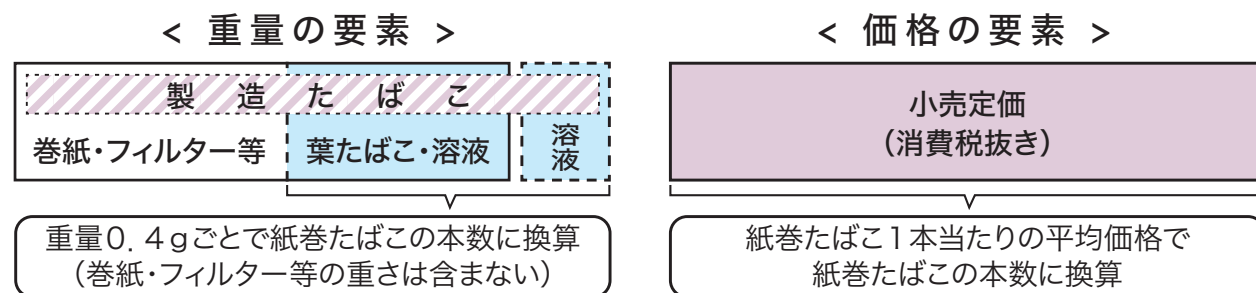
※開発努力を行った企業や消費者への影響に配慮し、平成30年(2018年)10月1日から5回に分けて段階的に移行します。

たばこ税の見直しスケジュール



- (注) 1. 旧3級品の紙巻たばこの税率は、平成30年(2018年)4月1日から平成31年(2019年)9月30日までの間は、186.24円/箱となります。
2. 「加熱式①～⑤」は、加熱式たばこの課税方式の段階的見直しの実施時期です。
3. 製造たばこの小売定価の改定については、たばこ事業法に基づき、たばこメーカー等が申請を行い、財務大臣の認可を受けることとされています。

加熱式たばこの新課税方式



「重量」と「価格」の要素は、1:1の比率で紙巻たばこの本数に換算

- (備考) 1. 改正前は、加熱式たばこは「パイプたばこ」の課税区分に分類され、製品重量1gを紙巻たばこ1本に換算し、紙巻たばこの税率が適用されています。
2. 新課税方式への経過期間中は、見直しの段階ごとに、従来の課税方式による紙巻たばこへの換算本数を1/5ずつ減らし、新たな課税方式による紙巻たばこへの換算本数を1/5ずつ増やします。

国際課税

恒久的施設関連規定の見直し

国際的な課税逃れは、企業の公平な競争条件を損ない、納税者の信頼を揺るがす大きな問題です。この問題を解決するために立ち上げられた「BEPSプロジェクト」を、日本は主導してきました。



※BEPS(Base Erosion and Profit Shifting(税源浸食と利益移転))プロジェクトとは、一部の多国籍企業による、各国の税制の違いや抜け穴を利用した課税逃れに対し、各国税制の調和を通じて対応するためにG20・OECDによって平成24年6月に立ち上げられたプロジェクトです。日本は、立ち上げから最終報告書の作成、合意実施の枠組作りに至るまで、OECD租税委員会の議長を務めるなど主導的役割を果たしてきました。平成27年10月には15の勧告をまとめた最終報告書が公表され、現在、合意事項の実施段階に入っており、日本を含めた各国において国内法の整備等が行われています。本プロジェクトへの参加は、約110カ国・地域にのびります。

この「BEPSプロジェクト」を着実に実施する取組の一環として、日本に進出する外国企業等の事業利益に対する課税の有無を決める「恒久的施設(PE)」の範囲について、主に租税回避を防止するための見直しを行います。

※恒久的施設(PE:Permanent Establishment)とは、事業を行う一定の場所(支店等)・代理人をいいます。例えば、外国企業が日本国内で事業を行う場合、日本国内にその企業のPEがなければ、その企業の事業利得に課税できません。これは「PEなければ課税なし」という国際課税における基本的なルールです。

具体的には、国内法におけるPEの範囲について、PE認定を人為的に回避することによる租税回避に対応するよう見直すなど、国際的スタンダードに合わせる改正を行います。あわせて、PEに係る租税条約と国内法の規定の適用関係も明確化します。

※平成31年分以後の所得税及び平成31年1月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用します。

PE関連規定の見直し

改正前のPEの定義(概要)

支店PE

支店、事務所、工場等

※保管・展示・引渡しなどの特定活動のみを行う場所を除く

代理人PE

契約締結代理人等

主な改正事項

・特定活動のみを行う場所も、その活動が、外国法人等の事業の遂行にあたり、準備的・補助的な性格のものでない場合はPEに該当

・代理人の役割を限定することによるPE認定回避に対応

納税環境整備

■税務手続の電子化等の推進

(1) 大法人の電子申告義務化

大法人は、法人税・消費税等の納税申告書及び添付書類の提出を電子的に行わなければならないこととします。

※平成32年(2020年)4月1日以後に開始する事業年度等について適用します。

※大法人とは、内国法人のうち事業年度開始の時の資本金の額等が1億円を超える法人など。

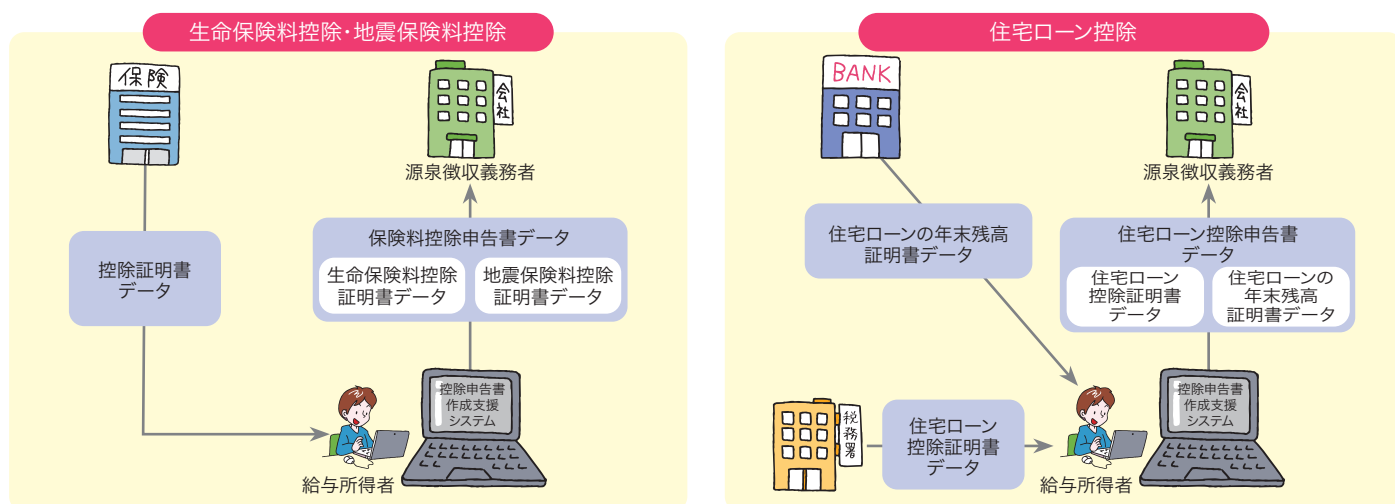
※電子的な提出が困難と認められる一定の事由があるときは、税務署長の承認に基づき、例外的に書面による申告書等の提出を可能とします。

※このほか、提出情報のスリム化、提出先の一元化(ワンスオンリー化)など、申告データの円滑な電子的提出のための環境整備を行います。

(2) 所得税の確定申告・年末調整手続の電子化

源泉徴収義務者(雇用者)の事務負担を軽減し、給与所得者(被用者)の利便性を向上させる観点から、現行制度上、書面で源泉徴収義務者に提出がされている生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除に係る年末調整関係書類について、電磁的方法による提出(電子的提出)を可能とします。

※平成32年(2020年)10月1日以後に提出・交付する年末調整関係書類について適用します。



参考▶ 地方税における共通電子納税システム(共同収納)の導入

複数の地方公共団体への納税が一度の手続で可能となるよう、安全かつ安定的な運営を担保する措置を講じつつ、電子情報処理組織(eLTAX)を活用した共通電子納税システムを導入します。

その他

(平成30年度改正以外の事項)

参考▶ 森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設

第196回通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称)(平成36年度(2024年度)から年額1,000円を課税)及び森林環境譲与税(仮称)(平成31年度から譲与)を創設します。

(参考) 消費税の軽減税率制度

平成31年(2019年)10月1日から、消費税(地方消費税を含む)の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率(8%)の対象品目

飲食料品

飲食料品とは、**食品表示法に規定する食品(酒類を除きます。)**をいい、一定の一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

新聞

新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象



※一定の一体資産は飲食料品に含まれます。

全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ(経費)がある課税事業者の方

仕入れ(経費)について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
 1. 消費税軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター)

【専用ダイヤル】0570-030-456

【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)
 2. 電話相談センター

最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。

税務署の連絡先は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談)を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

国税庁ホームページ下部の「▶その他のバナー一覧」をクリック

消費税軽減税率制度

↑こちらをクリック

QRコードから
又は 特設サイトへ

→

